

〈抜粋〉

2019年7月31日

東京労働局長
土田 浩史 殿

東京都江東区高宮2-10-9
産業別労働組合UJAM東京千葉
執行委員長 岩崎 幸治

東京都中央区新州1-23-4
T.S.リバーサイドビル2階
日本基幹産業労働組合連合会東京都本部
委員長 門脇 隆

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業の最低賃金の改正決定を求める申し出を行う事に合意し、下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
東京都において、はん用機械器具、生産用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次の者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者	
(2) 雇入れ後2年未満の者であって、技能習得中のもの	123名
(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	0名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業

3. 申し出の内容
上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
あわせて、上記1.の通り適用する労働者の範囲の改正を求める。



4. 申し出の理由

東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業において、賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が（基幹的労働者の）概ね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正（引き上げ）を求めるものである。

当該最低賃金の適用を受けるべき合意労働者数 9,344人
東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業の適用労働者数 9,370人
=概ね3分の1以上

なお、労働協約上のもっとも低い賃金は以下の通りである。

時間額 1,025円

5. 現在適用されている法定最低賃金額

時間額 985円

6. 添付書類

- ① 労働協約の写し
- ② 申し出に関する合意書及び委任状
- ③ 東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業の事業所数と労働者数およびこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹労働者数の概数
- ④ 2019年度はん用機械器具、生産用機械器具製造業における法定最低賃金と改正申請組織の実態との格差
- ⑤ 2019年度はん用機械 申し出書、労働協約の基礎データ